

令和 7 年

第 1 1 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 1 月 2 7 日（月）

伊勢原市農業委員会

第 1 1 回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 7 分から 1 0 時 2 8 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室
- 3 委員在任定数 1 0 名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 5 田中 光男
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 1 0 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 1 0 名（その他、農地利用最適化推進委員 1 0 名出席）
- 5 欠席委員数 0 名
- 6 署名委員 梶 政博
重田 千秋
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
服部 孝喜
片山 淳二
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 11 審議内容（開会 午前 1 0 時 7 分）
 - [事 務 局] 在任定数 1 0 名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。
 - [議 長] 只今より第 1 1 回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告 4 件、議案 3 件となっております。
 - [議 長] 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
 - [事 務 局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
議案書の報告第 1 号のとおり、伊勢原地区で 1 件比々多地区で 1 件、の届出を受理しています。
なお、第三者への斡旋についての希望はありませんでした。
 - [議 長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質疑なし 】
無いようですので、次に移ります。

- [議長] 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
- 議案書の報告第2号のとおり、伊勢原地区で7件、大山高部屋地区で8件、成瀬地区で2件、大田地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- 報告第2号の1から10については、一般個人住宅として転用を行うものです。
- 報告第2号の11から18については、産業用地として転用を行うものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質疑なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
- 議案書の報告第3号のとおり、伊勢原地区で2件、成瀬地区で1件の証明願いがありました。
- 報告第3号の1について、対象農地は東大竹字入部に2筆、同字矢羽根に1筆、合計3筆、面積は1,703平方メートルです。
- 12月19日に事務局で現地調査を行い、露地野菜等の栽培されている事を確認しています。
- 12月20日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- 報告第3号の2について、対象農地は東大竹字粕上原に7筆、合計7筆、面積は652平方メートルです。
- 12月4日に事務局で現地調査を行い、果樹栽培がなされている事を確認しています。
- 12月11日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- 報告第3号の3について、対象農地は石田字扇田に2筆、同字山王塚に1筆、合計3筆、面積は2,527平方メートルです。
- 12月4日に事務局で現地調査を行い、水稻、露地野菜の栽培がなされている事を確認しています。
- 12月10日付けで専決処分にて証明書を発行しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質疑なし 】
- 無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 報告第4号 生産緑地の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 生産緑地の指定後30年が経過したため、伊勢原市長より農林業従事者に対し生産緑地の取得のあっせんについて、申出があったので報告します。

議案書の報告第4号の1のとおり、対象の生産緑地は、上粕屋字峯岸の1筆、面積は515平方メートルです。

地元の農林業従事者の中で取得希望者がいる場合は、令和7年2月10日までに、農業委員会事務局へ連絡をお願いします。

なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日の3ヶ月経過後に行方制限解除となります。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、続きまして議案に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。議案書の議案第1号のとおり、大田地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は下谷字下中才の2筆、面積は1,862平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権移転します。

1月22日に事務局と地区農業委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯において畑が約4アールで露地野菜、田が約14アールを経営しています。

農地法第3条の3要件について、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機など栽培に必要と思われる機械があることを確認しており、申請地は譲受人の自宅から車で7分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については耕運管理を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も10年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、温室栽培で、農薬利用や廃液も最小限に

し、耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員
(大田地区)] 既設の温室を使いトマトの水耕栽培をする計画とのことで、親類の方にトマトの水耕栽培をやっている方が居ることから技術支援を受けながら営農するとのこと。問題ないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問ご意見がございましたらお願いします。

[議 長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議 長] 議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 議案書の議案第2号のとおり、1件の証明願いがありました。

議案第2号の1について、申請地は大山字別所町の2筆、面積は459平方メートルです。

経過につきましては、昭和の初期から旅館の物入れとして2棟の物置があり、中には大山講のお膳セット・ハッピなどが入っていました。

火事に遭ったときは一時仮住まいとして使用した事も有りました。

令和2年に奥の大きな物置は除去され駐車場とし、手前に小さい物置が残る現在の形になっております。

経過を証明する資料としては、平成2年の航空写真、平成13年度の名寄帳が提出されています。

申請地の周囲は宅地・山林に囲まれ地形で農地は無く、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

- [地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 1月24日に地区担当委員で現地確認しました。この土地は、道路、山林及び宅地に囲まれており、隣接する農地はありません。長期間において農地以外の用途であったことを含め、問題ないと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり承認する」こととします。
- [議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。
同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。
議案書の議案第3号のとおり、4件の新規設定の申出がありました。
なお、これらについて決定された場合は、利用権始期が令和7年2月1日となります。
議案第3号の1について、日向字落合の1筆、1, 266平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、農用地利用集積等促進計画に基づき日向の農地約31アールを借受け、大根や春菊等を栽培している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
議案第3号の2について、下糟屋字菖蒲田の7筆、計2, 777平方メートルの使用貸借の受け手となる法人は、約123アールの規模を耕作している農地所有適格法人、かつ、認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。
議案第3号の3について、下糟屋字菖蒲田の7筆、計2, 639平方メートルの賃貸借の受け手となる法人は、議案第3号の2の受け手と同じ法人となります。
議案第3号の4について、小稲葉字八反地の3筆、計1, 202平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約28アールの規模を耕作し

ている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号について、何か質問、意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第11回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 10時28分終了 】